

低炭素社会づくり行動計画に盛り込まれた 政策の取組方針

(項目)		
I-1	公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり	1
I-2	国別総量目標の設定	2
I-3	(1) セクター別アプローチによる技術の普及、コベネフィットによる支援	3
	(2) クールアース・パートナーシップ	6
	(3) 多国間基金の創設	8
II-1	(1) 革新的技術開発のロードマップの着実な実行	9
	(2) 石炭利用の高度化	14
	(3) 「環境エネルギー国際協力パートナーシップ構想」の実現	17
II-2	(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大	19
	(2) 「ゼロ・エミッション電源」の比率の50%以上への引上げ	21
	(3) 次世代自動車の導入	24
	(4) 白熱電球の省エネランプへの切替え	27
	(5) 省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速	29
	(6) 省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及	31
	(7) 原子力の推進	35
	(8) 原子力発電の優れた安全技術や知見の世界への提供	37
	(9) 国自らの率先実施	39
III-1	排出量取引	41
III-2	(1) 税制のグリーン化	42
	(2) 地球環境税	45
III-3	(1) カーボン・フットプリント制度等の普及	46
	(2) カーボン・オフセットや炭素会計のルールづくり	49
III-4	環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備	53
IV-1	農林水産業の役割を活用した低炭素化	55
IV-2	(1) 地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり	60
	(2) 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網	64
IV-3	低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み	67
IV-4	(1) こまめな省エネやITの活用、3Rの推進	70
	(2) サマータイム制度の導入の検討	77
	(3) クールアース・デー	78
	(4) NGOや地域のグループによる取組の支援	79